

福岡県公報

令和 8 年 7 月 31 日
第 716 号

目次

告 示 (第509号 - 第520号)

○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○公金事務の委託に係る告示	(九博・世界遺産・文化施設課)	7
○指定納付受託者の指定	(薬 務 課)	7
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	7
○建設業者の営業所の不確知	(建築指導課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	13

公 告

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	13
○落札者等の公示	(税 務 課)	13

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部組織犯罪対策課)	14
--------------------	---------------	----

再 掲

○令和 8 年度就職水河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施	(人事委員会事務局任用課)	14
-------------------------------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第509号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg 以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 9 月 1 日	10：00～12：00 13：00～15：00	中間市チャレンジシ ョップ 夢まるしえ内フリー スペース	中間市
	令和 8 年 9 月 2 日	10：00～12：00 13：00～15：00	小竹町総合福祉セン ター	小竹町
	令和 8 年 9 月 3 日	10：00～12：00 13：00～15：00	生涯学習センター 「宮若リコリス」	宮若市
	令和 8 年 9 月 4 日	10：00～12：00 13：00～15：00	若宮コミュニティー センター 「ハートフル」	

	令和8年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館 1階大会議室	直方市
	令和8年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館 1階大会議室	
	令和8年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館 1階大会議室	
	令和8年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館 1階大会議室	
	令和8年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館 1階大会議室	
	令和8年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町役場 1階 期日前投票所	鞍手町
	令和8年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町役場 1階 期日前投票所	
	令和8年9月16日 から 令和8年11月15日 まで	左欄の間に行う検査については、中間市、小竹町、宮若市、直方市及び鞍手町と協議の上、指示する。		中間市 小竹町 宮若市 直方市 鞍手町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年9月16日 から 令和8年11月15日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		中間市 小竹町 宮若市 直方市 鞍手町
ウ バネ式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和8年9月16日 から 令和8年11月15日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		中間市 小竹町 宮若市 直方市 鞍手町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和8年9月16日から 令和8年12月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	中間市 小竹町 宮若市 直方市 鞍手町
--	-----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------

福岡県告示第510号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター 会議室1	みやま市
	令和8年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやま市総合市民センター MIYAMAX ホワイエ	
	令和8年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやま市総合市民センター MIYAMAX ホワイエ	
	令和8年9月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田 ホワイエ	
	令和8年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所 第一会議室	大川市
	令和8年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所 第一会議室	
	令和8年10月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市役所 大和庁舎	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年10月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市役所 三橋庁舎	柳川市
	令和8年10月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	令和8年10月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	令和8年10月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	令和8年10月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市延命庁舎（生涯学習支援センター）	大牟田市
	令和8年10月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市延命庁舎（生涯学習支援センター）	
	令和8年10月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市延命庁舎（生涯学習支援センター）	
	令和8年10月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市延命庁舎（生涯学習支援センター）	
	令和8年10月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市延命庁舎（生涯学習支援センター）	
ウ バネ式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和8年10月21日から 令和8年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、大川市、柳川市及び大牟田市と協議の上、指示する。		みやま市 大川市 柳川市 大牟田市
	令和8年10月21日から 令和8年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市 柳川市 大牟田市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和8年10月21日から 令和9年1月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 大川市 柳川市 大牟田市

福岡県告示第511号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年10月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	あんずの里	福津市
	令和8年10月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	津屋崎行政センター	
	令和8年10月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	
	令和8年10月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	
	令和8年10月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	
	令和8年11月2日	11：00～12：00 13：00～14：30	宗像市大島行政センター	
	令和8年11月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	
	令和8年11月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	

	令和 8 年 11 月 9 日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	宗像市
	令和 8 年 11 月 10 日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	令和 8 年 11 月 11 日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	令和 8 年 11 月 12 日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	令和 8 年 11 月 13 日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	令和 8 年 11 月 14 日 から 令和 9 年 1 月 13 日 まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウに 掲げるものを除く 。）、分銅及びお もりの検査	令和 8 年 11 月 14 日 から 令和 9 年 1 月 13 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が 6,000 を超えるもの、1 級のはかり及び 2 級のはかりで目量の数 が 2,000 を超えるものの検査	令和 8 年 11 月 14 日 から 令和 9 年 1 月 13 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 11 月 14 日 から 令和 9 年 2 月 13 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

福岡県告示第 512 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和 8 年 7 月 31 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	福 岡 直 方 線	宮若市長井鶴 203 番 6 先から 宮若市宮田 4500 番 12 先まで

福岡県告示第 513 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3（法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
小生 128	小郡睡眠時無呼吸クリニック	小郡市祇園一丁目 6－2	R 8・7・1
北筑後生 10	さかい・たぐち内科クリニック	朝倉郡筑前町篠隈 239	R 8・6・1
う生 51	つる眼科うきは診療所	うきは市浮羽町西隈上 638－5	R 8・7・1
粕生 菌 96	なわた歯科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目 7－29	R 8・6・1
粕生 菌 97	L i n k こども・おとな歯科	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目 15－12	R 8・6・1
朝倉生 菌 44	古賀歯科医院	朝倉市牛鶴 19－1	R 8・6・8

大野生薬104	ウエルシアプラス薬局大野城中央店	大野城市中央二丁目4番3号	R 8・7・1
那珂生薬10	メルシー調剤薬局	那珂川市道善一丁目35番地	R 8・6・1
う生薬44	うきは薬局	うきは市浮羽町西隈上640番1	R 8・7・1
み生薬41	せたか薬局	みやま市瀬高町太神1349-1	R 8・7・1
大生薬212	だいきく町薬局	大牟田市明治町三丁目9-8	R 8・6・1
像生訪17	訪問看護ステーション はちすが	宗像市野坂2650	R 8・6・1
春生訪27	訪問看護ステーションまあるく	春日市宝町三丁目11-1 第一ハイタウン春日203	R 8・5・1
飯生訪60	母と子の訪問看護ステーション菜の花	飯塚市津原663-9	R 8・7・1
飯生訪61	優しい樹訪問看護ステーション	飯塚市勢田字水洗1284-1	R 8・7・1

福岡県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
直生歯54	河野歯科医院	直方市津田町2-19	R 8・6・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

小生125	C 5 クリニック筑後	小郡市小郡1255-3 大塚コーポ101	R 8・5・31
朝生65	たぐち内科クリニック	朝倉郡筑前町篠隈239	R 8・5・31
中生76	医療法人おがた脳神経クリニック	中間市通谷一丁目36-2	R 8・5・31
北生歯160	はやし小児歯科医院	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目15-12 ツインリービル1階	R 8・5・31
粕生歯58	なわた歯科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原西三丁目7-29	R 8・5・31
朝倉生歯4	古賀歯科医院	朝倉市牛鶴19-1	R 8・6・7
小生歯71	C 5 クリニック筑後（歯科）	小郡市小郡1255-3 大塚コーポ101	R 8・5・31
宰生薬13	美しま薬局 五条店	太宰府市五条二丁目22-7	R 8・5・19
福岡生薬20	メルシー調剤薬局	那珂川市道善一丁目35番地	R 8・5・31
大生薬107	大黒町薬局	大牟田市明治町三丁目9-8	R 8・5・31
直生薬28	津田町調剤薬局	直方市津田町11-2	R 8・6・1
田生薬65	時川調剤薬局	田川市大字弓削田217-1	R 8・6・1

福岡県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

粕生216	医療法人大国医院	医療法人 くすのき内科クリニック	糟屋郡久山町大字久原2597－7	R 8 ・ 6 ・ 1
遠生165	くわのキッズクリニック	おかがキッズクリニック	遠賀郡岡垣町海老津二丁目7－6	R 8 ・ 6 ・ 1
糸島地生歯9	仁位歯科医院	にい歯科・矯正歯科	糸島市波多江263－3	R 8 ・ 6 ・ 15
飯生訪45	訪問看護ステーションきさく 本町	訪問看護ステーションきさく 穂波	飯塚市太郎丸287－1	R 7 ・ 10 ・ 1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生訪13	訪問看護ステーション おおのじょう	大野城市御笠川一丁目3番6号4号室 オフィスパレア御笠川122階（4号室）	大野城市御笠川一丁目5番2号	R 8 ・ 6 ・ 1
飯生訪45	訪問看護ステーションきさく 穂波	飯塚市本町14－7	飯塚市太郎丸287－1	R 7 ・ 10 ・ 1

福岡県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
行生マ18	有馬 鈴子（クローバーマッサージ院）	行橋市大字金屋405番地40	R 8 ・ 6 ・ 1
飯生柔135	佐々木 翼（つばさ整骨院）	飯塚市相田131－32	R 8 ・ 6 ・ 1
田川柔89	佐瀬 和弘（よねだ鍼灸整骨院 田川院）	田川市大字伊田3606－1	R 1 ・ 7 ・ 1

春生柔87	田島 友貴（けんこう整骨院 春日）	春日市白水ヶ丘四丁目1	R 8 ・ 6 ・ 1
像生柔144	松岡 宏哲（いぶき鍼灸接骨院）	宗像市土穴三丁目1－41	R 8 ・ 6 ・ 1
粕生柔241	藤森 魁（鍼撰組はりきゅう整骨院 宇美店）	糟屋郡宇美町宇美四丁目8－1 ユービオス1階	R 8 ・ 6 ・ 24
田川生柔60	佐瀬 和弘（よねだ整骨院）	田川郡川崎町大字池尻18番地1	R 8 ・ 6 ・ 1
像生はき31	松岡 宏哲（いぶき鍼灸接骨院）	宗像市土穴三丁目1－41	R 8 ・ 6 ・ 1
古生はき11	外 悠太郎（Q r o o m）	古賀市今の庄一丁目14－13	R 8 ・ 6 ・ 2

福岡県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川柔89	佐瀬 和弘（よねだ鍼灸整骨院 田川院）	田川市大字伊田3606－1	R 8 ・ 4 ・ 29
八女生柔40	高宮 貴之（かやのもり整骨院）	八女市本村665－1 三和貸店舗東棟	R 8 ・ 5 ・ 31
小生柔56	佐藤 賢人（堺整骨院 小郡院）	小郡市小板井118－1	R 8 ・ 5 ・ 31
春生柔72	撰田 優人（けんこう整骨院 春日）	春日市白水ヶ丘四丁目1	R 8 ・ 6 ・ 1
田川生柔55	柳田 樹一郎（よねだ整骨院）	田川郡川崎町大字池尻18番地1	R 8 ・ 4 ・ 30

福岡県告示第518号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社オークコーポレーション

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

「九州渡来仏 図録」の販売に係る売上金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年3月24日

4 委託をした日

令和8年7月7日

福岡県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

株式会社D G フィナンシャルテクノロジー

(2) 事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル11階

2 対象となる歳入

登録販売者試験手数料

3 指定した日

令和8年7月16日

福岡県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市佐田字椿原1630の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営堤（昭和）地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和8年7月31日から 令和8年8月31日まで	朝倉市役所

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 イーライフ	那珂川市中原六丁目 1番22号	石橋 誠司	令和6年7月1日 福岡県知事許可（特－6） 第109547号

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その4）

福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その5）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和8年8月26日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

- ・福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その4）
- ・福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務契約（その5）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和8年10月2日から令和19年6月30日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年9月17日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和8年8月24日（月曜日）午後5時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3899

（メール）shisetsu-kakari@pref.fukuoka.lg.jp

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 福岡県内に本社又は営業所を有すること。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第167条の4に該当しない者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3899（ダイヤルイン）

（メール）shisetsu-kakari@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年7月31日（金曜日）から令和8年8月24日（月曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年9月17日（木曜日）正午

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育総務部別室

(2) 日時

令和8年9月18日（金曜日）午後2時00分から順次

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者は、福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務（その4）の案件において、落札者として決定された場合、原則として福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務（その5）の案件における福岡県立学校体育館空調設備賃貸借業務（その4）落札

者の入札は無効とする。ただし、他に応札者がない又は有効な応札がない場合に限り、当該落札者の入札を有効とし、13(1)又は13(2)により落札者を決定するものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) The name of a contract matter
 - ・ Leasing of air conditioning equipment for gymnasiums at Fukuoka Prefectural Schools（Part 4）
 - ・ Leasing of air conditioning equipment for gymnasiums at Fukuoka Prefectural Schools（Part 5）
- (2) Time Limit of Tender：
12：00 on September 17, 2026
- (3) Contact Point for the Notice：Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7－7, Higashikoen, Hakata－ku, Fukuoka City, 812－8575, Japan
TEL 092－643－3899

公告

善導寺町飯田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
大場 重幸	久留米市善導寺町飯田111番地 1
西坂 正常	久留米市善導寺町島672番地
原 芳広	久留米市善導寺町飯田1264番地 2
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地
香月 義次	久留米市善導寺町飯田1094番地 1
徳永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
國分 隼人	久留米市山本町耳納1908番地 4
今村 照幸	久留米市草野町吉木1836番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
大場 嘉之	久留米市善導寺町飯田51番地 2
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地 3

3 就任理事

氏 名	住 所
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
大場 重幸	久留米市善導寺町飯田111番地 1
西坂 正常	久留米市善導寺町島672番地

原 満	久留米市善導寺町飯田1169番地 1
鬼塚 敬	久留米市善導寺町飯田257番地 4
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地 3
秋吉 恒久	久留米市善導寺町与田390番地 1 の 1
馬場 敏幸	久留米市山本町耳納1993番地 1
今村 君子	久留米市草野町吉木134番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
原 芳広	久留米市善導寺町飯田1264番地 2
田中 清刀	久留米市善導寺町飯田915番地 3

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
田川郡呉土地改良区	令和 8 年 7 月 22 日

公告

三潆南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏 名	住 所
田中 洋一	大川市大字下牟田口623番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川北部土地改良区	令和 8 年 7 月 22 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字松原151番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市南三丁目26番15号
樋口 太郎

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称

令和 8 年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T O P P A N 株式会社（西日本事業本部九州事業部）

(2) 住所

福岡市中央区薬院一丁目 17-28

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

57,607,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (c) に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 197 号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 8 年 7 月 31 日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和 8 年 7 月 17 日から同年 8 月 15 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 4 条において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 17 日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和 8 年度就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験案内等 の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は 出先機関）、各行政委 員会事務局（公安委員 会を除く。）、議世事 務局又は企業局におい て事務に従事	次の(1)～(2)の要件を全て満たす者 (1)昭和45年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた者 (2)令和7年9月1日から令和8年8月 31日までの間に正規雇用労働者として 雇用されていない者	第 1 次	10 月 26 日 ～ 11 月 15 日	基礎能力試験	所定の試験地	第 1 次	11 月 下 旬	インターネットに より、令和8年9月 25日9時から令和8 年10月5日17時まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県 民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光 情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報 プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務 所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州 東、北九州西、飯塚・直方） ・保健福祉環境事務所 （宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島、田 川） ・農林事務所（福岡、朝倉、 八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南 筑後、直方、京築、八女、那 珂、久留米）	福岡県人事 委員会事務局	この試験の 問合せは、福岡県人事委員 会事務局に行 うこと。 試験の詳細 については、 別に試験案内 を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、 県立学校又は市町村 （福岡市及び北九州市 を除く。）立小・中・ 義務教育・特別支援学 校等において事務に従 事											
警察行政	警察本部又は警察署 において事務に従事		第 2 次	12 月 上 旬 ～ 中 旬	人物試験 資格調査	福岡市	最 終	12 月 下 旬				

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。

(注2) 上表中「正規雇用労働者」とは、次の全てに該当する労働者をいう。

- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ・派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。